

査証 (VISA) について

<重要!!> ジャパン・ダイヤモンド・カウンシル2017に参加予定のすべての皆さまは、ご出発前に渡航者の身分事項に関する情報を申請し、渡航認証の取得が必要です。

【査証の種類と対象国】

- ① **ETAs**: 日本、アメリカ、カナダ、韓国、台湾、シンガポール、香港 (特別行政区)、ブルネイ、マレーシアの国籍の方が対象
- ② **eVisitor ビザ (サブクラス 651)**: ほとんどのヨーロッパのパスポート保持者が対象
- ③ **訪問VISA (サブクラス600)**: ETAsやeVisitorビザの申請対象外の方、或いは滞在予定期間が3か月を超える方が対象

※中国の国籍の方は、訪問VISA (サブクラス600) の取得が必要です。

※外国籍 (日本永住者) の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」を、日本出国時に旅券 (パスポート) と共に提示が必要となります。

① ETAs (イータス、電子渡航認証システム) について

以下の対象国の方が、3ヶ月以内の観光、商用目的でオーストラリアに入国する際は、ETAs (イータス、電子渡航認証システム) の取得が必要です。ETAsの渡航認証取得は、ご出発の48時間前までの認証取得が推奨されておりますが、余裕をもって取得されることを強くお勧め致します。

【ETA基本情報】

■対象国：日本、アメリカ、カナダ、韓国、台湾、シンガポール、香港 (特別行政区)、ブルネイ、マレーシア

■条件

※オーストラリア渡航時および入国時に結核に感染していないこと。

※オーストラリア渡航時及びオーストラリア入国時に合計して12か月を超える有罪判決を受けていないこと。執行猶予中の刑も含まれます。

※現地の医療機関へ訪問予定がないこと。

■有効期間：取得から1年間有効

※旅券 (パスポート) の有効期限が1年未満の場合は、旅券の有効期限までとなります。

※1回の訪問につき最長3ヶ月まで滞在が可能です。有効期限内であれば、複数回渡航することができます。

■その他

※認証されなかった場合、査証 (ビザ) の取得が必要です。

※ETAsの「承認済み」はオーストラリア入国を保証するものではありません。

※上記記載内容以外のETAsに関する詳細は在日オーストラリア大使館へお問い合わせください。(TEL 03-5232-4111)

※米国のESTA、カナダのeTAとは異なります。お間違いのないようご注意ください。

<重要> 渡航認証の有効期間中に旅券記載内容に変更があった場合、新たにETAs渡航認証を取得する必要があります。

【ETAs取得方法】

オーストラリア大使館の査証課ホームページから申請が可能です。(英語・日本語)

URL : <https://www.eta.immi.gov.au/ETAS3/etas>

※登録手数料は1件につきA\$20必要です。

※支払いは、クレジットカード決済です。(使用可能なクレジットカード：VISA、MasterCard、AMERICAN EXPRESS、JCB、Diners Club)

※許可・不許可にかかわらず返金はできません。

② eVisitor ビザ (サブクラス 651、電子渡航認証システム) について

ヨーロッパの以下対象国の方が、3ヶ月以内の観光、商用目的でオーストラリアに入国する際は、eVisitor ビザ (サブクラス 651) の取得が必要です。渡航認証取得は、ご出発の48時間前までの認証取得が推奨されておりますが、余裕をもって取得されることを強くお勧め致します。

【eVisitor ビザ (サブクラス 651) 基本情報】

■対象国：

アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国 (British Citizen)、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア

(※) British National Overseas (BNO)、British Dependent Territories Citizen、British Overseas Citizen、British Protected Person、British Subject passport所持者はeVisitorビザの申請対象外となり、訪問VISA (サブクラス600) の申請が必要です。

■条件

※オーストラリア渡航時および入国時に結核に感染していないこと。

※オーストラリア渡航時及びオーストラリア入国時に合計して12か月を超える有罪判決を受けていないこと。執行猶予中の刑も含まれます。

※現地の医療機関へ訪問予定がないこと。

【eVisitor ビザ (サブクラス 651) 取得方法】

オーストラリア大使館の査証課ホームページから申請が可能です。

URL : <http://www.border.gov.au/Visas/Pages/651-eVisitor.aspx>

※登録手数料はかかりません。

③訪問VISA（サブクラス600）について

ETAsやeVisitorビザの申請対象外の方、或いは滞在予定期間が3か月を超える方が、観光でオーストラリアに滞在する際は、**訪問VISA（サブクラス600-観光ストリーム）**の取得が必要です。**審査に約1ヶ月を要する場合がありますので、お早めに申請を行ってください。**

※中国の国籍の方は、訪問VISA（サブクラス600-観光ストリーム）の取得が必要です。

【訪問VISA（サブクラス600-観光ストリーム）申請方法】

オンライン申請対象国のパスポートをお持ちの場合、オーストラリア大使館のWEBページよりオンライン申請が可能です。お持ちでない場合は、書類申請を行ってください。

（1）オンライン申請

右記URLより申請下さい。URL：<http://www.border.gov.au/Trav/Visa-1/600-/Visitor-e600-visa-online-applications>

<手順>

- 1.オンライン申請対象国のパスポート保持者かどうかを確認
- 2.ImmiAccount（イミアカウント）を作成（まだ作成したことが無い場合のみ）
- 3.オンライン申請の開始 ※申請に必要な書類は、出来る限り申請時にご提出下さい。
- 4.申請後に補足書類を添付する場合、ImmiAccount（イミアカウント）を通して添付して下さい。
添付の際は、各ファイルのサイズが5MB未満になることをご確認ください。また、出来る限りPDFファイルにして下さい。

（2）書類申請

ほとんどのビザ・国籍申請はオンラインから申請可能ですが、そうでない場合もあります。その場合、在韓国オーストラリア大使館ビザ課（ソウル）に直接EMSなどで郵送申請を行ってください。

申請方法は右記URLよりご確認ください。URL：http://japan.embassy.gov.au/tkyojapanese/app_visajp.html

【申請に必要な書類】※詳細は、在日オーストラリア大使館ビザ課にお問合わせください。TEL：03-5232-4111（平日 午前9～11時）

- 申請書（書類申請の場合のみ）
- 申請料金 A\$230 ※A\$＝オーストラリアドル
- 有効なパスポートのコピー（顔写真、個人情報、署名、全てのVISA・出入国記録・VISA申請記録が記載されているページは全てコピー）
※VISA審査中、審査官よりパスポートの原本提出を求められることがあります。
- 外国人登録証明書または在留カード（両面コピー）※日本国籍以外の方
※台湾パスポート保持者でパーソナルIDナンバーの記載がない方は、出生国または第3国に再入国できることを証明する書類
- ナショナルIDカード（身分証）のコピー（中国パスポート保持者）
- 十分な資金があることを示す書類（個人の通帳、給与明細、税収記録、クレジットカードの使用上限など）
- 滞在中の旅行計画書
- 居住国、または自国との強い繋がりを証明する書類
（例）・帰国後も同じ職場で働き続ける意志はあることを記したレター
・在学証明書
・居住国に近親者がいる証明
・居住国での在留資格を示す書類および再入国許可 など
- 滞在中有効な、民間健康保険または旅行保険の加入証明書（75歳以上の申請者）
- 軍歴証明書または除隊証明書のコピー（軍隊勤務経験のある場合）
- 健康診断受診 ※VISA審査先が審査を行った上で受診のご案内があります。

<18歳未満の申請者の場合>

以下の追加書類の提出が必要です。

- 18歳未満の子どもの居住場所を法的に指定できる申請者の両親（親権者）または法的保護者が、今回のオーストラリア渡航に同意していることを示す書類

※そのような書類を持っていない場合、または両親が同行する場合は、①両親が渡航許可することを示す宣誓供述書②Form1229の提出が必要です。宣誓供述書、Form1229を提出する際は、両親または法的保護者の写真、署名付き身分証明書（パスポートや運転免許証）も提出してください。

- 申請者の面倒を見る方からの供述書Form1257（両親、法的保護者、親族以外の方とオーストラリアに滞在する場合）
- 在学証明書

<オーストラリア国籍保持者の親、永住者または資格のあるニューージーランド国籍保持者>

以下の追加書類の提出が必要です。

- 日本国籍：戸籍謄本
- その他の国籍：家族関係を証明する書類
- 子どものパスポートコピー

<注意事項>

※申請に伴う必要書類は全て原本のコピーをご提出下さい。原本をご提出し返却を希望の場合は、お客様負担での返却となります。

※英文で書かれていない書類に関しては、プロの翻訳者による英文翻訳が必要です。オーストラリア政府公認の翻訳者または日本でプロとして活動している翻訳者・翻訳会社にご依頼ください。翻訳は、翻訳会社のレターヘッドが使用されたもの、または社印、証印の押印、及び翻訳会社・翻訳者の連絡先が明記してあるものしか認められません。